

第11回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年12月20日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

|            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1番 山口 忠雄   | 2番 関 憲夫   | 3番 高浦 芳一   |
| 4番 篠原 覚    | 5番 柳井 進   | 6番 渡邊 久芝   |
| 7番 渡邊 邦男   | 8番 積田 雅美  | 9番 佐久間 政男  |
| 10番 多田 總一郎 | 11番 山下 和彦 | 12番 宮嶋 十郎  |
| 13番 中川 喜一郎 | 14番 板倉 保  | 15番 佐久間 正夫 |
| 16番 奥野 政義  | 17番 川島 三夫 | 18番 川名 康夫  |
| 19番 鶴岡 公一  | 20番 地引 正和 | 24番 渡邊 喜一  |
| 25番 長谷川 重義 | 26番 藤井 幸光 | 27番 榎本 雅司  |

5 欠席委員 2名

|          |           |
|----------|-----------|
| 21番 御園 豊 | 22番 葛田 吉弥 |
|----------|-----------|

6 出席事務局職員 3名

|         |      |      |
|---------|------|------|
| 小藤田事務局長 | 森副参事 | 鈴木主幹 |
|---------|------|------|

## 開 会

平成25年12月20日午後3時05分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第11回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。21番、御園豊委員、22番、葛田吉弥委員でございます。

### 議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

20番、地引正和委員、25番、長谷川重義委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案1ページと総会会議資料1ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件は平成25年12月4日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は遠方で耕作できないため譲りたいとのことです。譲受人は、自宅から近く、自作地に隣接している農地であることから、耕作上便利であり取得したいとのことです。

会議資料2ページの位置図をごらんください。場所は、蔵波字神代です。現地は畑で、耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、貸付地がありますが、これは同じ地域で酪農を営む農業者の方から一団のまとまった土地で牧草等の栽培に適しているとのことから借り受けたいとの申し出があり、農地の有効利用に協力するため、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定により貸し付けしているとのことです。

譲受人は、畑作、野菜専門で営農しているとのことで、農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で900日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。譲受人については、自宅からも近く、自作地に隣接した畑であり、大根を作付するとのことで、近隣にも農地を所有して耕作していることから、今後もこれまでどおり地域との利用調整を図った農業をしていくものと思われま。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告

を求めます。

16番、奥野政義委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

去る12月12日9時より、事務所の 氏とともに現地を確認させていただきました。今、事務局の説明にありましたとおり、申請地は 氏の自作地のすぐ隣であり、これが一緒のものになれば非常に耕作しやすい、また今までも頼まれて さんが管理をされておりました。また、さんは近隣に先駆けまして早くから六次化ということの中で加工も進めておりますし、後継者もおります。また、積極的な形で農業を展開しておりますので、ひとつ審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案1ページと会議資料3ページ及び4ページの農業経営状況証明書と5ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件は平成25年12月4日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は遠方で耕作できないため譲りたいとのことです。譲受人は、自作地に隣接している農地であり、管理、耕作上便利であることから取得したいとのことです。

譲受人は、市川市に在住しておりますが、飯富在住の父親より経営移譲を受け、経営主として飯富にて営農し、田植えや稲刈りの時期や週末などに作業をしに来ており、日常の管理等は父親がしているとのことです。農業経営については、市川市農業委員会へ申告しており、同市より農業経営状況証明書が交付されております。

会議資料6ページの位置図をごらんください。場所は、飯富字水カヘ場です。現地は田で、耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等については、飯富に保管して使用しており、問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で380日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面

積は50アール要件を満たしております。譲受人については、自作地に隣接した田であり、これまでどおり地域の基準に従い農業をしていくものと思われま

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求め

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 先ほど事務局から説明があったとおり、さんは、さんというこれは子供の名前で、つい最近市川のほうに移して住所も移したそうなのですが、行く行くは帰ってくるそうなのですけれども、これ親たちが今現在耕作しています。それで、12月11日に9時ごろ事務局3名と私とで現地を確認して、さんが耕作しているとのことでした。子供たちの名前で購入したいとのことですので、ご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受け

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。事務局にお伺い

総会資料の、これは3ページの裏、農業経営の状況の中の中段に農用農地の状況（総括表）とありますが、この借り入れ地の内容について、ちょっとご説明いただきたいと思

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

譲受人におかれましては、父親から経営移譲を受けており、父親は経営移譲年金を受給してお

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかありますか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。

このさんの分のあれを経営移譲したという話であれば、ここにさんの名前が出てくるのはちょっとおかしいのではないかと思うのだけれども、どうなのですか。これ経営者の名前がここに出るのでしょうか。この分を経営移譲してあるのであれば、子供さんの名前になるのが普通だと思うのだけれども、その辺はどうですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

こちらのほうですけれども、譲受人の父親及び母親につきましては、従事日数がございます。そして、経営主としては譲受人が経営主として市外へ転出されておりますので、袖ヶ浦市内の農地につきましては土地の所有者であること、それと従事日数があることから、農家台帳上のほうには名前が登録されるような形になっております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか、ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

譲渡人の さんは、現状これまでどのような状況で管理されておったのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

本農地につきましては、議案資料の6ページ、こちら申請地というところで印をつけてございます。こちらの申請地のちょうど南側の隣、こちらが譲受人の農地となっておりますので、そののと同じくあわせて管理をお願いして、譲受人のほうで管理をしていたという形になります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかにどなたか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

#### 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1についてを議題としますが、議案第2号の1ないし議案第2号の2については関連がありますので、議案第2号の1ないし議案第2号の2については一括して事務局の説明を求めます。森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第2号の1ないし議案第2号の2についてご説明申し上げます。

議案2ページ、3ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から農地を使用貸借により借り受け、上流部における特定事業のための雨水排水施設として浸透式の仮設調整池として一時転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本

件については平成25年12月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料7ページの位置図をごらんください。申請地は、県道上高根北袖線の南側に位置し、市道久保田39号線沿いに農地の広がりが見られますが、申請地は傾斜や水利などの条件から見て効率的な営農を行うことができず、周辺の農地と一体として利用することに支障があると認められることから、第2種農地と判断されます。

当該地の具体的な利用については、総会資料8ページに計画平面図を添付しております。調整池内に2.5メートルのパイプ50本を打ち込み、そのパイプにて雨水を地下に浸透させる計画です。

総会資料9ページ、10ページに現地の写真を添付しております。

当該地における特定事業の概要としましては、特定事業場の位置としては代宿字下二ツ塚 ほか18筆であり、面積は1万1,423.5平方メートル、うち特定事業区域の面積は8,956.7平方メートルであり、特定事業に使用される土砂の量は4万5,581.5立方メートル、事業期間は3年間です。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告ですが、土地の所在地が代宿であり、私の担当となりますが、譲渡人の住所地及び対象農地の下の農地が久保田地先であることから、久保田地先担当の山下委員と合同で調査を行っておりますので、山下委員から説明いたします。また、補足等あれば、私からも説明させていただきます。

11番、山下和彦委員。

○11番（山下和彦君） 11番の山下です。

この議案についての担当は、会長が今おっしゃったとおり中川委員になりますけれども、隣接する担当地域ということで私も同行し、中川会長と2人で平成25年12月12日木曜15時から現場確認を行いました。当日は、代理人の株式会社 の代表取締役 氏から、土砂等の埋め立て事業についての説明を受けました。先ほどの事務局の説明と重複するところについては省略し、中川会長と2人で確認した主な事項についてご報告をいたします。

最初に、特定事業に使用する土砂の量と総面積、これは重複しますので省略をさせていただきます。

次に、その土砂をどこから持ってくるのかについて、発生場所は2カ所になります。木更津市中里地先から君津市君津地先間の約4キロぐらいの間、それと市原市五井海岸地先から市原市姉崎海岸地先の間、これもやはり4キロぐらいということです。そのパイプライン埋設工事から出る土砂ということです。それでは、その土砂の安全確認についてということで、5,000立方メートルごとに事業主は県に検査報告を行う。また、6カ月に1回、水質検査を行うという回答をもらっています。そして、その水質検査を行う機関名について、それは木更津市畑沢にある 株式会社ということで水質検査を行うとのことでした。

次に、施工中使用した土砂等の崩落防止のための措置についてということで、土砂等の流出防止については、その8ページのほうで、最下段の法尻に土砂流出防護柵を設ける。そして、工事中の降

雨に対する排水計画に対しては、仮設調整池に集中させ浸透させる。このとき区域外への汚染された排水流出を防ぐため、必要よっては水質検査を実施するという回答をもらっています。

次に、仮設調整池は掘り込み式の調整池というが、調整池内で賄えるものか。もしあふれたらどうするのかについて、調整池の面積は904平方メートル、深さは3.7メートル、そして1時間に130ミリの降雨を想定しておるそうです。先般茂原を襲った台風26号については、1時間に40ミリの降雨があったと報道されていました。

次に、隣接する農地所有者への説明についてということで、下流農地と事業区域の間には赤道があるため、隣接とは言わないそうです。よって、法律上、説明する義務はないが、説明をするとのことでした。

次に、水利組合への事業の説明について、の水利組合長、氏の同意がありました。水利権者の同意書を確認、そして想定外のことが起きても、その同意書の中には条件は原状回復をするという回答書の内容でした。

次に、調整池を農地に復元した後の雨水処理対策について、跡地利用計画に基づきコナラ等を植林し、造成森林、造成緑地として対応をするそうです。

そして、次に埋め戻す土砂は、作物をつくるのに適したものか。また、その検証はどこで行うのかについて。埋め戻し自体は現状土で行う。覆土は購入し、事業主の責任で農作用の土を調達するそうです。

次に、特定事業終了後は、農地に復元されるという計画か。また、どのように耕作するかについて、畑としてジャガイモ等を耕作するそうです。所有者2名のサインの入った農地復元誓約書を確認をいたしました。

そして、特定事業が施工されている間の最高責任者は誰か。また、いつまで責任を負うのかについて。最高責任者は事業主の株式会社、代表取締役、氏です。責任期間は、法律上特に期限はないそうです。

以上が主な確認事項です。最後になりますけれども、現在は繁茂している農地が、工事終了後は耕作ができるよう復元されますので、所有者2名がおいしい作物をつくってくれることを期待するところです。

以上で私からの報告は終了します。

○議長（中川喜一郎君） 今、山下さんのほうから説明が終わりました。私も補足しようかと思ったのですが、全部山下さんが言ってくれたから余りない、あと途中で何かあれば、またご説明いたしますが、説明が終了いたしましたので、何か質疑ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） この件は、今いろいろ話題になっています残土条例には抵触いたしませんか、どうでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） この計画につきましては、特定事業ということで、特定事業の事前計画書が今庁内に供覧をされておりまして、その内容を関係各課で審査をするというような状況になってございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 聞いているのは、近隣の同意書、これは 地区の区長さんの同意書をいただいているという報告がありましたけれども、残土条例ですと袖ヶ浦市は200メートルですか、の範囲での同意書が必要ということになっておりますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局

○事務局（森 博君） それは議会に上程された残土条例のことでございますか。

○26番（藤井幸光君） 袖ヶ浦市の残土条例。

○事務局（森 博君） 300メートルの範囲内に。

○26番（藤井幸光君） 入るとき。

○事務局（森 博君） その残土条例については、廃棄物対策課の所管にはなりますけれども、私が知る限りまだ成立はしていないかと思いますが。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 成立していないというのではなくて、要は今現状全然ないですか。千葉県と同等ということは聞いていますけれども。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ、事務局。

○事務局（森 博君） 袖ヶ浦市独自のものは現在ないので、県の条例によるものというふうな認識を持っております。

〔何事か言う人あり〕

○事務局（森 博君） 面積によって縛りがございまして、3,000平米を超えるものは県ということで、県の審査の対象になるかと思いますが。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○26番（藤井幸光君） 県条例と同等であって県の審査を受けるという、こうおっしゃっていますけれども、近隣の同意は要らないでしょうかということを知っているのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） 先ほど特定事業の事前計画が庁内に今回っているということをご説明しましたけれども、その中に特定事業の区域の所在する地域住民への説明会の実施についてという書類がついてございます。こちらでは地域住民への説明会の期日として平成25年11月22日、説明を実施する範囲としては事業上の土地所有者並びに権利者、地域地縁団体及び地域近隣住民で袖ヶ浦市と協議を行った範囲の住民を対象としますとなっております。



○26番（藤井幸光君） 説明会だけですか。要は近隣の同意を求めなくてもいいのでしょうかということを知っているのです。はっきりとそこら辺をご回答願えませんか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） 農地法のお手続、農地法の許可基準の中では同意書は求めませんが、特定事業の手続の中で同意がどうなるかということについては、ちょっと確認ができてございません。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○26番（藤井幸光君） そこら辺が一番、この今の件の肝だと思うのです。そこら辺きちんと確認しておいてもらわないと会議になりませんよ。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局長（小藤田光男君） 藤井委員の御質問の中の一番最初の部分の近隣、最初200メートルとおっしゃったと思うのですが、その後300メートルという話で数字がなっておりますけれども、今の市の条例というか残土条例は、袖ヶ浦市の場合は特定事業の面積として県の扱いか市の扱いかということになります。それはたしかという言葉は大変申しわけないのですけれども、うちのほうでは、3,000平米だっと思っております。それで、近隣のその200、300というお話なのですけれども、一般の残土条例を制定する中では、また言葉が変わりますが、そのような数字があったような気がするのですけれども、今の市の残土条例は前のままの状態でございますので、その数字はないはずだと、ここは正確な答えがまだありません。ちょっとそのところ、お時間いただきたいのですけれども、変わっていないはずで、ないです。

○26番（藤井幸光君） ないというより、要は千葉県法規制法上で支障はないということですか。

○事務局長（小藤田光男君） 失礼しました。この対象は、面積が3,000を超えていますので、県の条例の扱いになります。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） ちょっと確認なのですが、県条例で県に判断をしていただく場合は、近隣の同意書は要らないのですか。県管轄だから市はタッチしないの、そんなことはないと思うのですが。

〔「同意は求められていないでしょう。説明は必要だけれども、同意は求めないよ  
うになっているではないか。県条例ちゃんと読んで」と言う人あり〕

○事務局長（小藤田光男君） 特定事業に関するお手続につきましては、この環境部サイドの手続になりますので、こちらとしてはそこまで把握してございませんけれども、繰り返しになりますが、農地法の転用基準の中では同意書までは求めてございません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○26番（藤井幸光君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○24番(渡邊喜一君) 24番の渡邊ですけれども、この9ページ、それから10ページの荒れた状態、今この9ページ、10ページの状態の感じなのですか。こういうふうに。

○事務局(森 博君) 状態は、写真で、これ白黒ですけれども、この状態です。

○24番(渡邊喜一君) そうですか。木の太さから見たら、もう6年も7年も耕作放棄地のような状態になっていますね、これ見たら。こういう変更申請とか、そういうときは少なくともある程度刈って片づけて、それから申請するとか、そんなふうにするべきだと私は思うのです。異常な状態で申請をするなんていうのは、ちょっと俺まずいと思うのですけれども。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、何かありましたら。

森君。

○事務局(森 博君) 農地法3条で農地を農地として権利を移動するということであればもちろん農地であるべきと思いますけれども、今回の案件につきましてはご指摘のとおり長らく耕作がされていなかったことは容易に想像できる場所ですけれども、特定事業における調整池として、その調整池の役割を終えた後に農地として造成されるということからしますと、現段階でこれをきれいにしろということをもまず求めるというのは厳しいのかというふうに思っていますけれども。

○議長(中川喜一郎君) よろしいですか、はい、どうぞ。

○24番(渡邊喜一君) 一定の申請に当たってのルールとか、そんなのがはっきりしていないから、こうなるのだろうけれども、やはり我々農業委員としては耕作放棄地をどんどんくさなければいけないということなのだから、現場に行ったときに、現場確認行くのだから、そのときやっぱり指導してきれいにして、それから申請したらどうかとか、そういうふうにこれ指導すべきだというふうに思う。そうしなければ、耕作放棄地なんてなくなっていくかと思うのです。こういうタイミングを見計らって、そういう意識というか、そういうふうに私は指導すべきだというふうに思うのですけれども。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、何かありましたら……

確かにこの絵見る限り、これは手前のほうの農道から入って行ってこの写真撮っているわけですが、反対のほうはちょうど工業団地があって、工業団地から天羽田のほうにおりていく、いずれこれがまとまれば、そっちの上のほうから搬入になりますので、この森林は伐採すると、下からは田んぼですから入っていかれませんので、ピンクのリボンつけてあって、そこまで多分道路を、ダンプとか重機が入っていく仮の測量というか、それらしきものは私見してきました。だから、今渡邊さんおっしゃった申請するときにこれがきれいになっていないとおかしいのではないかというのは、それがちょっと私も答えになっていませんけれども。

はい、どうぞ。

○24番(渡邊喜一君) 繰り返しになるのだけれども、ある程度申請するに当たってはやっぱり一定の基準とかがあって、それに基づいて申請すればいいと思うのだけれども、そういう基準がないから仕

方ないけれども、一般的にはそういうふうに申請するときは少なくとも大ざっぱでもいいから刈って、それから申請するように仕向けていかないと、これはまずいのではないかと思う。変な状態で申請を受け付けていたら、幾らたってもこういう状況がなくならないと思うので、その辺を俺は考慮すべきだと思うのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） この件で何か、これからの問題で。

はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） 私も繰り返しになってしまって申しわけありません。3条で農地を農地として権利の移動等を行うのであれば、もちろん農地である必要があります。ですから、仮にこういう状態であるのであれば、農地にしてその手続をしていただく必要があろうかとは思いますが。しかしながら、この件につきましては一旦は調整池として掘り込まれると、事業が終わって埋め戻しをされて農地に復元されると、現状では田んぼと畑の地目で混在をしておりますけれども、事業の完了後は畑として整備をされるという計画でございますので、確かにきれいに管理をされるべきと、ご指摘ももちろん理解はいたしますけれども、申請の段階でこれを全てきれいにさせるということが事務局としてできるというふうに言い切れませんので、ちょっとまた回答にならなくて申しわけないのですけれども、事業完了後は農地に復元されるということを期待したいと思っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありますか。

はい。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井ですけれども、先ほどちょっと聞き漏らしたと思うのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、土砂の主な搬入先をもう一度お願いします。

〔「搬入先」と言う人あり〕

○26番（藤井幸光君） どこから持ってくるか。

○議長（中川喜一郎君） それでは、山下さん、答えて。

○11番（山下和彦君） 11番、山下です。

2カ所からになりまして、木更津市中里地先から君津市君津地先の間の16号線に沿って約4キロぐらいがまず1カ所と、市原市五井海岸地先から市原市姉崎海岸地先まで、やはりそれも4キロぐらい、16号に沿って、そこからのパイプラインの埋設に伴う残土ということで、その2カ所から持ってくるそうです。

○26番（藤井幸光君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

先ほど地質検査等の水質検査を6カ月ごとにやると言ったように記憶しておりますけれども、残土条例の規則の9条と10条、11条に4カ月ごととなっているのですけれども、その業者は6カ月ごとと言

ったわけですか。

○11番（山下和彦君） はい、そうです。

○18番（川名康夫君） それは業者が。

○11番（山下和彦君） 業者が言いました。代理人の 代表取締役の方が6カ月に1回  
行くと、あと必要に応じて水質検査を行うというのも聞いております。例えば水が調整池から漏れた  
とか、必要に応じて検査を行うというようなことは聞いています。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

これ残土条例あるのですけれども、この施行令の中の地質検査の項目がありまして、10条、11条に  
4カ月ごとというのがありまして、それは県のほうできちっとやるのだろうと思うのですけれども、  
もう一つお聞きしたいのは、この排水なのですけれども、排水は河川とか公共水路に流すわけですよ  
ね。これ全部浸透式でやるわけですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） こちらにつきましては、資料の8ページに計画平面図をお示しさせていただ  
いておりますけれども、真ん中あたりにパイプを表示しております。50本のパイプ、このパイプで地  
下に浸透をさせる計画と伺っております。ですから、この調整池のパイプで全て賄うということであ  
っております。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） なぜこんなことを聞くかということ、うちのほうも今残土でやっているわけなの  
ですけれども、1期工事でかなり汚染が出ているにもかかわらず今度許可になってしまったのです。  
今、県と話し合っていますけれども、どうなるかはわかりませんが、汚染が出てからでは遅  
いと思いますので、しつこく聞くようですけれども、これ条例の中に区域外に出すことになってい  
るのですけれども、排水は区域外に排水することになっているのですけれども、何で地下浸透にしたの  
かわからないのですけれども、地下浸透というのは特定地下浸透というのがありまして、地下浸透を  
許される業種というのがあるのですけれども、建設残土の埋め立ての業者は地下浸透を県の条例で許  
可された業種なのではないでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） 今ほどの許可を得た業者であるかどうかの確認はしてございません。今回の  
この調整池につきましては、上流部における特定事業区域内に降った雨水排水の調整池であるとい  
ふふうに伺っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） それでは、その事業所から出た排水、それは河川というか水路に流すわけす

ね、それで水利関係の同意を得たわけですね。先ほど水利関係者の同意を得ていますとおっしゃったから、それで外へ出さなければ水利関係者の同意等は必要ないですから、その辺はどうなっているのですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○11番（山下和彦君） 11番、山下ですけれども、水利関係の同意を得たということは、もしその調整池から水があふれた場合のことを想定して水利組合のほうに一応同意書というのを出したということを知っています。もしあふれ出したらということ。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか、川名さん。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） では、もしあふれ出たという仮定でその同意を得たというのであれば、そのオーバーフローする図面上に書いてなければおかしいので、そのオーバーフローする場所はどこでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） この計画の前提としてオーバーフローはしない計画であるというふうに前提として設計をしてあるということですが、もし万が一何かあったときに、下流の方が承知されていないと困るということで、念のため下流の水利組合の方にご説明をして了解を得ているということで、あふれることは前提ではないと、この中で処理をすることを前提とした計画、先ほど山下委員のご説明の中に時間当たり140ミリ。

○11番（山下和彦君） 130ミリ。

○事務局（森 博君） 130ミリを処理できる施設であるということで、最近の豪雨でも時間40ミリ、茂原で40ミリですね、そういうふうな降雨の状況があった。ただ、130ミリを収容できるということからすると、基本的にはその調整池内で処理ができるという計画かと思います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

この浸透池方式というのがちょっといろいろ問題があるところなんですけれども、うちのほうでやっぱり浸透池方式があったのですけれども、○○というのは浸透池方式だったのです。それで、その後に土壌分析評価が出てきたわけです。土壌分析表が出てきて、今県にも聞いているのですけれども、シアンとか有機リンとかの環境安全基準よりも高いのではないのですかと見ているのですけれども、それはまだ回答を得ていないのです。それが地下浸透されると、周りの地下水を汚染しますし、それでいろいろな障害が出てくるのですけれども、もしもそういうのが出たら、この業者と地主は一切の責任を負う覚悟は持っているわけですね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、どうぞ。

○事務局(森 博君) 農地転用の範囲の中で、そこまでの確認はいたしてございませんが、並行して協議されております特定事業の審査の中で、その辺については確認されるものと思われま

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○18番(川名康夫君) 18番、川名です。

これは県の土砂等の利用による農地造成一時転用許可申請に係る申請書類チェック一覧表というのがありまして、土砂発生元証明、搬入経路とか土砂処理経路とか地質分析結果証明とか出ているのですけれども、これどうなのですか。一応申請書類には必要ないというものなのですか。知事または農業委員会が必要と認める場合に添付する書類と書いてあるのです、頭に。必要とする書類というのは、建設残土の埋め立てだと思ふのです。建設残土の位置というのは、土壌汚染をするかもしれないという分類なのです。だから、安全な物質ではないということも国が土砂等の汚染による防止法があるのですけれども、その中で言っているのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長(中川喜一郎君) はい、事務局。

○事務局(森 博君) 今ほどおっしゃられた書類については、農地を造成する際には必要になるものかと思われま

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○18番(川名康夫君) 18番、川名です。

では、お聞きしますけれども、その埋め戻しするときは建設残土ではなくて、ほかの土砂等で埋め戻すと、そういうわけですね。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○事務局(森 博君) 埋め戻しにつきましては、今の掘った土を場内に一時仮置きしまして、事業が終わった暁にはパイプを抜いて、その一時仮置きした土を埋め戻します。その上に購入土を60センチほどして農地にするという計画と伺っています。ですから、農地の中には外からの土砂につきましては購入土以外は入らない計画と伺っています。

○議長(中川喜一郎君) よろしいですね。

○18番(川名康夫君) いいです。18番、川名です。

ただ、心配するのは土壌汚染だけでして、県とか市がそれは問題がないのだと言うのならいいのだからうけれども、安全基準と地質の分析のあれが一致しないのです。それで、0.1ミリグラムのシアンだと厚生労働省が食の安全基準で定めている0.01より10倍多いのです。それで、その10倍多い土砂で埋められたところに、例えば農地として作物を植えて、それが市場に出るということは非常に危険性をはらんでいるのではないかと思っているわけなのです。では、これで終わりにします。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) では、以上いろいろ出ましたけれども……

はい。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

先ほど山下委員さんの説明の中に、隣接地についてなのですが、赤道であるので説明の必要がないので、まだ説明はされていない。また、今後説明されるのかどうか分かりませんが、そういうようなお話でございましたが、実際説明の必要がないのであるなら、法的な形でのあれはどうかと思いますが、それが直接影響を受けるというか、そういう隣接地にまだ何の話もない中で、委員会として先に審議し、あるいはまた許可を出すというようなことについては若干抵抗があるのですが。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） ただいまのご質問、確かに代理人の認識としては赤道を挟むので隣接とは言わないというふうに私も聞きました。ですけれども、この計画地、要は9ページの1番の写真でマジックで囲ってあるところが今回の農地になります。その手前に田んぼが見てとれるかと思えます。高低差とすれば、奥のほうが高いのです。手前のほうが低いわけです。ですから、何かもし上から、大丈夫だとはおっしゃっていますけれども、上流部から何か想定外のことがあったときに、下流部への影響はあるであろうということを、県の担当者の方と私の現地調査の中でもありました。それが9日の日でした。ですから、12月5日に申請を受けて、9日に県の担当の方と現地を見て、隣接農地なしというふうに扱ったので、いや、それでは困るということで、この下流部の農地の方に説明をしてくださいというふうにお話をしました。

その結果なのですけれども、きのう事業計画書の差しかえがありまして、説明をしたということの事業計画書を持参されました。されたのですねということで資料を見たのですが、見ると平成25年8月26日、境界画定立ち会い時に説明をしているというふうに書いてございます。ですから、以前にされていて、代理人が知らなかったのかわかりませんが、下流部の赤道を挟んだ農地所有者2名に対して県許可の残土埋め立て事業の浸透池を築造すること、万一農地に被害を及ぼした場合においては事業計画者の責任と費用で原状回復するということを説明をされて、その農地の所有者さんは、被害を受けた場合に事業者の責任と費用で原状回復すると伺ったので同意するというふうになってございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。事務局にお伺いします。

本件の許可申請書類を受理するに当たって、添付書類としてこの上流部における特定事業の許可に絡む関係書類の写し等は確認されていますか、または添付されていますか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） 特定事業事前計画書の千葉県の受け付け押印された写しが添付されてございましたので、並行して特定事業の協議が進んでいるということを確認してございます。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

質疑相当出ました。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、ここで打ち切って採決をしたいと思ひます。

議案第2号の1ないし議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 本日2名欠席、23名のうち12名です。

過半数を超えていますので、よって議案第2号の1ないし議案第2号の2については許可相当と決定します。

〔「過半数を超えてない、24人でしょう」と言う人あり〕

○事務局長（小藤田光男君） いや、会長を除くと23人ですから、12になります。

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の3についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。本件は、木更津市在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成25年12月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、の北西側約200メートルに位置し、小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

この建築計画については、農地と農地以外の2筆で構成されており、総会資料12ページの少し色のついている部分が農地となっております。13ページに排水計画図を添付してあります。排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ、雨水については道路側溝へ排水する計画であります。

総会資料14ページに現地の写真を添付してあります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

○25番（長谷川重義君） 25番、長谷川です。

平成25年の12月12日午後2時に、申請代理人の、さんの立ち会いのもと、現地調査を行いました。当該申請地は、その一部、42平米が田んぼ、多くを占める山林が162平米、合計204平米というふうに聞いております。田んぼ部分、山林部分ともに現況は雑草は生えているものの平らにならされておまして、北側の市道との高低差は傾斜がありますので50センチから80センチとなっております。なお、市道の幅員は6メートルです。

現在の所有者は、蔵波在住のさんで、木更津市在住のさんに専用住宅用地として譲渡しようとするものであります。さん所有のこの一角は、田んぼと原野、山林等12筆で構成されてお



まして、本申請地は8月に審査していただいた土地の北側に隣接していまして、市道に面した場所に位置しているところでございます。

周囲の状況は、当該申請地の西側に共同住宅と産婦人科医院、東側に個人住宅、また南側は個人住宅を建てるべく8月に審査していただいた土地が、まだ家は建っていませんけれども、残っておりまして、その周りは山林が一部ありますけれども、大分住宅が密集してきているというような状況になっております。また、この地域は市街化調整区域となっておりますが、今回の申請は千葉県条例の規定に基づきいわゆる40戸連檐に係るものというふうな理解をしているところでございます。

汚水の処理については、先ほど事務局からも話がありましたが、合併浄化槽、これが設置され、処理された排水は宅地の北側に位置する6メートルの市道のU字溝に流すというようなことでございます。当該地区は、住宅化が大分進んでおりまして、その周辺も住宅が密集しているということから、今回の連檐絡みの転用譲渡、これは特に問題となるものではないのではないかと考えているところでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の4についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内の法人が東京都在住の所有者から農地を売買によって取得し、建売分譲住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成25年12月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、土地区画整理事業地に隣接し、神納のとの間に位置し、市街化調整区域ではありますが、市街化区域近接であり、第2種農地と判断されます。本件の転用については、11区画の宅地造成事業の全体面積のうちに23平方メートルの農地が含まれており、宅地分譲9区画と農地を含む2区画について建売分譲とする計画であります。

総会資料16ページに土地利用に関する図面を添付してあります。排水関係については、汚水、雑排水は公共下水道へ接続し、雨水については宅地内に浸透貯留施設を設置し、雨水流出抑制し、道路側

溝へ排水する計画であります。

総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

本件は、ただいまの事務局のほうから説明がありましたとおり、神納、 の西側に位置する畑でございます。そして、去る14日の午前10時、現地にて 事務所の担当者、 氏の立ち会いのもとに説明を受けました。建売分譲住宅2棟の建築と9区画の土地分譲を行うとのことでした。なお、先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、雑排水については西の福王台 丁目に下水道管が通っております。そこに延伸をして接続をするということでございました。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 27番、榎本です。

この農地部分、建売分譲住宅2棟と9区画の土地分譲、この農地部分はこれはどっちに入るのですか。建売ですか、それとも分譲ですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） 農地が絡む部分については建売分譲の2区画になります。農地を含まない部分については宅地分譲9区画になります。

○27番（榎本雅司君） 了解。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかありますか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

これ市街化調整区域ですね、市街化調整区域は原則として建物の建築は認められないとなっておりますけれども、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱に合致しているのですね。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） もちろん宅地開発事業の協議が進んでございますので、そちらについては都市整備課を窓口として手続が進んでございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか質問ある方。

ありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については、許可相当と決定します。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題とします。

議案第3号の1についてを議題としますが、議案第3号の1ないし議案第3号の6については関連がありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の6について一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の1ないし議案第3号の6についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が申請地を市内在住の方9名と木更津市在住の方1名から使用貸借によって砂利採取用地として一時転用している農地について、許可期間の延長更新をしようとする案件です。なお、本件については、平成25年12月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校から南東へ約1.1キロの農用地区域内農地です。申請内容といたしましては、許可を受けてある期間を延長したいとするもので、平成26年11月27日まで期間を延長更新しようとする案件です。

平成26年11月27日までとされている理由としては、当初の申請が平成20年11月28日から3カ年でありましたが、羽田空港などにおいて当初予定した量よりも砂の利用が少なかったということから、3年間を期限として期間延長が認められ、延長の3年間については1年ごとの更新をしていくということになっており、今回で3年目となり、最後の更新となります。

説明は以上です。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号の1ないし議案第3号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の6については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の7について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の7についてご説明申し上げます。

議案7ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が申請地を市内在住の個人から賃貸借して土砂採取事業の継続に伴い、現在搬出路及び沈砂浸透池用地として一時転用している農地の期間を延長しようとする案件です。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、国道409号線に面した周囲を山林に囲まれた小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。なお、本件については、平成25年12月4日に申請書の提出がなされております。

申請内容としましては、平成26年1月31日まで許可を受けていた期間を1年間延長し、平成27年1月31日までとしようとする案件でございます。

他法令の関係では、土砂採取条例による土砂採取計画変更許可申請書が提出されております。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

変更理由の山砂搬出のおくれの理由をお聞きしていますか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） 当初計画しておりました県外販売先の工事計画の中断または施工着工のおくれなどにより、販売量が計画どおり進まず現在に至っているということから、更新をするということでございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

これも前問題になったと思うのですけれども、松川で、松川の水利権者から水が濁ってしようがないという話が最近私は出たと思うのですけれども、出たのです。5条2項の4号に農業用水の用排設備の支障を来すのではないかとということで、松川の同意は出ているでしょうね。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） 松川のその周辺地権者への説明はしてあるというふうに向っております。同



記載されております。株式会社 ですが、申請面積は71.96アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○27番（榎本雅司君） ちょっと確認だけお願いします。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 今の鈴木さんのほうで さんの件の面積は46.34と言いましたけれども、書いてあるのは56.34、どっちが正しいのか、ちょっとお伺いします。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、訂正させていただきます。

さんの申請面積は56.34アールが正しい数字になります。申しわけありませんでした。

○27番（榎本雅司君） はい、わかりました。

○議長（中川喜一郎君） はい、次の方。

○24番（渡邊喜一君） 24番、渡邊ですけれども、8ページと9ページと13ページについて確認します。

8ページのほうを先に見てください。この下のほうの12 14のやつなのですけれども、これ印鑑がばたばた、ばたばた押してあるけれども、こんな感じでいいのかな。ちゃんと書きかえをさせるとかなんとかしたほうがいいのではないかと思うのだけれども、子供のいたずらではないのだから、そういうことを期待します。8ページ。

それから、9ページのほうも ほうの借受者の住所も、やっぱり住所の欄があるのだから、住所の欄のところにきちっと書くべきだというふうには私は指摘します。

それから、あとは13ページのほうも、1から3までは年齢とか性別とか、それからあと12から15までも年齢とか性別とか、何か書く欄があるのだけれども書いていない。要らないのだったら、この欄をとってしまえばいいと思うので、その辺のところをはっきりさせてほしいと思っております。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 以前から申請書の書き方についてはいろいろと御指導をいただいております。その中で、なるべく気をつけて訂正がないようにということをお願いしております。どうしてもやはり書き損じてしまうところがございますので、そちらのほうはご容赦いただきたいと思っております。

それと、今回13ページのほうで法人ということで、年齢、性別のほう空欄となっております。その書き方についてはまた今後こちらの利用集積計画書（案）については、経済振興課で作成していただいておりますので、書き方について農業委員会でこういう意見があったということをお伝えして、また今後の事務の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

今の渡邊委員に対する事務局の回答ですけれども、13ページの法人の関係は性別、年齢は空欄でやむを得ないのかと私は個人的には思います。

続いて、私もちょっと確認、教えてください。16ページの所有権の移転、6の所有権の設定を受ける者の農業経営の状況などある各筆明細整理番号25 12 19、これは具体的にどれを指しているという意味ではなくて、あくまでも順番としてこういう番号であるという、この6項目の設定という意味でしょうか。13ページからずっとつないで読み取ると、続いての番号かとも思われるのですけれども、よろしいですか、そういう解釈ですか。

○事務局（鈴木良宏君） はい。

○3番（高浦芳一君） そうすると、今回の申請面積、計71.96アールとありますね、違うのですか、これ平米ですか。

〔「アールだ、括弧にある」と言う人あり〕

○3番（高浦芳一君） 何ですか。

○事務局（鈴木良宏君） 71.96アールです。

○3番（高浦芳一君） アール。この71.96というもともとの、ではこれ売買、買い受け者とありますね、譲り受け者、もともとの地権者とはどういう関係になりますか、どこに。

○事務局（鈴木良宏君） 14ページに農用地利用集積計画書の明細書がございますので、そちらに記載がございます。

○3番（高浦芳一君） 14ページ。

○事務局（鈴木良宏君） 14ページの上から3段目、所有権の移転をする者の住所、氏名及び名称ということで、さんが譲り渡し人として所有権を移転する方となっております。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） といいますと、14ページ、この面積を足していくと71.96アールになるということですか。

○事務局（鈴木良宏君） はい。1,028平米が7筆でございます。7筆を合計いたしますと71.96アールになります。

〔「平米とアールと両方使っているから」と言う人あり〕

○3番（高浦芳一君） はい、わかりました。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

はい、ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、ここで質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

#### 報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案の8ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成25年11月1日から25年11月30日までです。

引き続き、報告第2号についてご報告いたしますが、議案9ページをお開きください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成25年11月1日から11月30日までです。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上で終わりです。

#### その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

はい、どうぞ。

○事務局長（小藤田光男君） ございません。

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

#### 閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして第11回の農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時35分 閉会